岐阜県貨物自動車運送事業燃料高騰支援金 【申請受付要項】

【受付期間】

令和4年11月1日(火)から令和4年12月15日(木)まで

【受付方法】

1 申請書類の提出

別表 1

申請書類の提出は、**郵送**でのみ受付します。提出の際は、<u>簡易書留など郵便物の追跡ができる方法</u>でお願いします。(新型コロナウイルス感染防止の観点から、<u>持参による</u>申請は受付しておりません。)

- ※令和 4 年12 月 15 日(木)の当日消印有効です。期限を過ぎた申請は、受付できませんので十分ご注意ください。
- ※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。
- ※「貨物自動車運送事業燃料支援金 申請書在中」と朱書きしてください。
- ※オンラインによる申請受付は行っておりません。
- ※送料は申請者側でご負担をお願いします。(料金不足の場合は受付できません。)

<宛先>

〒501-6133 岐阜県岐阜市日置江 2648 番地の 2 岐阜県自動車会館 3 階 岐阜県貨物自動車運送事業燃料支援金事務局 宛

2 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

・岐阜県のウェブサイトからダウンロード (https://www.pref.gifu.lg.jp/page/252511.html)

【お問合せ先】

〇岐阜県貨物自動車運送事業燃料支援金事務局

電話番号:058-213-0625

受付時間:9時00分~17時00分(土、日、祝日を除く)

注意事項

今回の岐阜県貨物自動車運送事業燃料高騰支援金(以下、「支援金」という。)の支給については、同一貨物自動車につき、複数回の申請はできません。

必要書類に不足がある場合は、確認のための連絡や追加の書類提出を求めるなど審査に時間を要し、支援金の支給が遅れますので予めご了承ください。

なお、確認のための連絡が取れない場合、必要書類が提出されない場合、提出された書類に疑義がある場合など、申請内容の不備が県の補正を指定する期限内に解消されなかった場合は、不支給決定を行います。

その他下記事項についても十分ご承知のうえ申請をお願いします。

- 1. 支援金の支給決定後、支給要件に該当しない事実や不正等が判明した場合は、支援金の 支給決定を取り消します。この場合、申請者は支援金の全額返還と加算金の支払いに応じ ていただくとともに、事業者名等が公表されることがあります。
- 2.支援金の不正受給は犯罪です。虚偽申請や不正受給等が判明した場合は、警察へ通報し、 厳正に対処します。
- 3. 証拠書類等申請に必要な資料については、申請日から7年間保存してください。
- 4. 審査にあたって、追加提出書類を求めることがあります。

岐阜県貨物自動車運送事業燃料高騰支援金 申請受付要項

令和4年10月24日

燃料価格高騰の影響を受け、厳しい状況にある生活物資や産業資材、製品の運搬を担う重要な 社会インフラとしての運送事業者の事業の維持及び確保を図るため、県内の貨物自動車運送事 業を営む事業者に対して支援金を給付します。

記

■対象事業者

対象事業者は、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条に規定する貨物自動車運送事業を行っており、今後も事業を継続する意思があり、かつ岐阜県内に営業所を置く者とします。

なお、以下に該当する事業者は対象になりません。

- (1) 暴力団(岐阜県暴力団排除条例(平成22年岐阜県条例第54号。次号において「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
- (3) 役員等(法人にあっては役員及び使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。以下同じ。)を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及び使用人をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体(以下この条において「法人等」という。)
- (4) 役員等が、暴力団員等を使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接 的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者であること を知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して いる個人又は法人等
- (9) 国、岐阜県又はその他の地方公共団体の各種給付金、補助金、助成金等において、無資格受給又は不正受給を行った者
- (10) 国、岐阜県又はその他の地方公共団体の各種給付金、補助金、助成金等において、国、岐阜県又はその他の地方公共団体からの返還依頼等に応じていない者
- (11) 国家行政組織法(昭和23年法律第120号)別表第1に規定する国の行政機関及び法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に規定する公共法人
- (12) 法令等に違反した者又は法令等に基づく知事の処分に違反した者
- (13) 次条第1項の規定による申請をした者に対し知事が行う現地確認及び書類の提出の求めに 応じない者
- (14) 前各号に掲げる者のほか、支援金の趣旨、目的等に照らして適当でないと知事が認める者

■給付対象自動車支援区分及び給付金額

軽自動車	1台あたり、 3,500円
小型車(最大積載量2 t 以下)	1台あたり、 5,000円
中型車(最大積載量2 t 超5 t 以下)	1台あたり、19,500円
大型車 (最大積載量5 t 超)	1台あたり、34,000円

<給付対象自動車の留意点>

・令和4年9月30日時点において、有効な自動車検査証の交付を受け、使用している車両であること。

- ・岐阜県内に使用の本拠地がある車両であること。(岐阜、飛騨ナンバー)
- ・貨物自動車運送事業の用に供している車両であること。(緑、黒ナンバー)

くその他留意点>

- ・2輪車及び被けん引車、また、霊きゅう車など生活物資や産業資材、製品などの 運搬を目的としない自動車は支給対象車両ではありません。
- ・けん引車は、自動車検査証の「最大積載量」欄の<u>[]外</u>の数値を最大積載量とみなします。

① 申請手続

■申請受付期間

令和4年11月1日(火)~令和4年12月15日(木)

※令和4年12月15日(木)の消印は有効です。期限を過ぎた申請は受付できませんので、十分ご注意ください。

■申請方法

申請書類の提出は、簡易書留など配送状況が追跡できる送付方法でのみ受付します。なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、持参による申請は受付しておりません。

<宛先>

〒501-6133 岐阜県岐阜市日置江 2648 番地の 2 岐阜県自動車会館 3 階 岐阜県貨物自動車運送事業燃料支援金事務局 宛

- ※封筒には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。
- ※宛名の下などに「貨物自動車運送事業燃料支援金 申請書在中」と朱書きしてください。
- ※オンラインによる申請受付は行っておりません。
- ※送料は申請者側でご負担をお願いします。料金不足の場合は返送されますので、ご注意ください。

■申請に必要な書類

「別表1-1 (申請書類について)」において<u>該当するもの全て</u>を添付し申請してください。なお、提出書類はA4 サイズに統一してください。

- ※様式1は、手書きの場合はインク又はボールペンで記載してください。(修正液、修正テープ等での訂正は不可。消せるボールペンは使用不可。)
- ※様式2の「代表者役職・氏名」欄の氏名は自著願います。ワープロ等で作成の場合は、代表者 印を押印ください。
- ※「別表1-2 (申請書類チェック表)」についても☑チェックを記入のうえ、各種申請書類と 一緒に同封のうえ提出してください。
- ※給付案件を満たさない恐れがある場合は、その他の書類の提出及び説明を求めることがあります。
- ※申請書類の返却はいたしません。

■申請書類の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

・岐阜県のウェブサイトからダウンロード

(https://www.pref.gifu.lg.jp/page/252511.html)

- 各県事務所振興防災課
- · 各市町村役場配布窓口

② 支援金の支給について

■支援金の支給

申請書の審査が終了したものから順次支給します。本支援金の支給は、同一の貨物自動車につき、複数の申請はできません。

■支給決定に係る通知等

申請書類の審査の結果、本支援金を支給する旨の決定をしたときは、支援金のお支払いをもって通知に代えさせていただきます。(別途通知はしません。)

申請書類の審査の結果、本支援金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給決定通知を発送いたします。

■支給決定の取消し

本支援金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等を確認した場合は、本支援金の支給 決定を取り消します。既に支給済みの場合、申請者は、支援金を返還のうえ、支援金の受領の日か ら返還の日までの日数に応じた加算金(支援金の額に年率 10.95%の割合で計算した額)を併せて 納付していただきます。

■不正等について

次のような虚偽申請等があった場合は、不支給となる場合があります。

- 提出資料を改ざんする。
- ・既に廃業しているにも関わらず営業実態があるように偽る。
- ・令和4年9月30日時点において、既に売却等で抹消又は車検切れの車両を申請する。
- ・対象事業者でないにも関わらず、対象事業者を装い申請する。
- ・誓約書に誓約した内容に偽りや違反があった場合
- ・同一貨物自動車につき複数の申請を提出した場合 など

申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、支援金の支給を受けた事業者名などの情報を公表することがあります。

③ その他

■問い合わせ先

本支援金の申請等に関する質問は、以下の事務局にお問い合わせください。

〇岐阜県貨物自動車運送事業燃料支援金事務局

電話番号:058-213-0625

受付時間: 9時00分~17時00分(土、日、祝日を除く)

■支援金の課税の取扱いについて

支給された支援金については、事業所得等に区分されるものであるため、所得税等の課税対象となります。

別表 1 - 1

申請書類について

<u>※これらの書類は**A4サイズに統一**してください。</u> また、すべての書類のコピーを取り、申請者控えとして保管してください。

< 1. 申請に必要な書類(必須)>

1 岐阜県貨物自動車運送事業燃料高騰支援金給付申請書様式 1

- ※申請日は必ず記入してください。
- ※振込先口座は申請者名義の口座を指定してください。法人の場合は当該法人口 座に、個人事業者の場合は当該申請者本人の口座となります。
- ※振込口座通帳は、表紙及び表紙をめくった見開きの写しを様式に添付してくだ さい。

2 誓約書 様式2

- ※誓約書の最下部にある日付、所在地(個人事業者は自宅住所)、申請事業者名、 <u>法人の代表者は役職・氏名を必ず記入</u>してください。<u>個人事業者は氏名を必ず</u> 記入してください。
- ※「代表者役職・氏名」欄の<u>「氏名」は自著</u>願います。<u>氏名をワープロ等での記載</u> の場合は、代表者印(法人)又は印(個人事業者)を押印ください。

3 給付対象自動車一覧表 様式3

- ※様式3は、それぞれ給付対象自動車の支援区分ごとに様式がありますので、留意してください。
- ※当該様式に記載の車両すべての自動車検査証の写しを添付してください。 (自動車検査証の写しは、文字の読み取りができるようA4サイズ、横向きにコピー願います。)なお、申請者と自動車検査証の使用者(所有者と使用者が同一の場合は、所有者。)は同一となります。
- ※自動車検査証の写しの添付は、一覧表の順に添付してください。

4 本人確認書類の写し(個人事業者の場合のみ提出)

- ・運転免許証(申請者の住所と一致していること)
- ・健康保険証(申請者の住所と一致していること)
- ・マイナンバーカードの表面(裏面は提出しないこと)等
- ※上記のいずれか1つ、必ず申請者のものを提出してください。
- ※個人番号が記載されたものは、個人番号部分は消して提出してください。
- ※A4用紙にコピーして、そのまま提出してください。
- ※なお、上記以外に審査の過程で、追加提出書類を求める場合があります。

別表 1 - 2

申請書類 チェック表

※本チェック表も提出してください。(本表で提出を要しない書類でも、追加で提出をお願いすることがあります。)

<1. 申請に必要な書類>(必須)

申請書及び添付書類	↓下記にチェック
1 岐阜県貨物自動車運送事業燃料高騰支援金 給付申請書 様式 1 (通帳の写しの添付が必要)	
2 誓約書 様式 2	
3 給付対象自動車一覧 様式3 (車検証の写しの添付が必要) ※車検証の写しは、一覧表の順に添付してくだ さい。	
4 本人確認書類の写し	□ ※個人事業者のみ